



# 和田土地改良区



矢代川右岸堤防が破堤（妙高市栗原地内）

## 妙高市栗原地内で 矢代川右岸堤防が破堤！

平成25年9月16日に発生した台風18号の豪雨により、妙高市栗原地内において矢代川右岸堤防が破堤し、三ヶ字頭首工が甚大な被害を受けました。平成26年度の取水に間に合うか心配されましたが、新潟県を始め、上越市、妙高市からの多大なご支援をいただくことで、平成26年1月14日に通水が開始、平成26年3月20日に無事工事は完了致しました。（関連記事はP2）

### 土地改良区の概要

- 面積 700 ha
- 組合員 1,007 人

〒943-0872 新潟県上越市大字石沢1759番地  
TEL 025-524-5537 FAX 025-524-5536

URL : <http://www.wadadokai.jp> E-mail : [wada@valley.ne.jp](mailto:wada@valley.ne.jp)

- 発行：和田土地改良区
- 責任者：理事長 宮腰辰夫

## Contents

### もくじ

- ②・理事長挨拶
  - ・第132回通常総代会開催
  - ・国営かんがい排水事業
  - ・耕地災害復旧事業
  - ・会計報告
- ③・平成26年度事業概要
  - ・農業・農村政策【4つの改革】
- ④・お知らせ

## お知らせ

### 平成26年度賦課金について

26年度の賦課金は、平成26年4月1日の土地原簿に基づき計算されま

土地改良区の経常賦課金は、土地改良区の運営費や管内土地改良施設の維持管理費に充てられ、また、特別賦課金は、土地改良事業の借入金返済に充てられます。

- 第1期賦課金 納入期限  
平成26年7月31日
- 第2期賦課金 納入期限  
平成26年10月31日

（特別賦課金も含む）

### 滞納賦課金の対応について

賦課金を決められた納期限までに納付しないことを滞納といいます。

賦課金を納期限内に納付しない場合、土地改良区から催促の通知書（督促状等）が送付されます。また、賦課金を滞納されると、本来納めるべき賦課額のほかに、延滞金がかかります。【土地改良法第39条】**【定款第29条】**

平成25年度までは、当土地改良区は延滞金を徴収しておりませんでした。新潟県からの指導により延滞金を徴収しないことは公平性に欠けるとの指摘もあり**平成26年度より延滞金の徴収を致します。**延滞金が発生しないよう納期限までに納めていただくようお願い致します。

### 延滞金利率の変更について

平成26年3月27日に開催されました総代会に於いて延滞金利率の変更について、議案を提出し、承認されました。

#### 【変更内容】

変更前 当該年度の滞納金を当該年度及び翌年度以降に納付した場合、年14・6%の割合により計算した金額の延滞金を徴収します。

変更後 当該年度の滞納金を当該年度末3月31日までに納付した場合は、年7・3%の割合で計算した金額を徴収します。

当該年度の滞納金を翌年度以降に納付した場合は、当該年度割合7・3%分と翌年度4月1日から納付までの期間については、年14・6%の割合で計算した金額の合計を徴収します。

（施行日：平成26年5月2日）

### 滞納賦課金は新組合員に継承

土地改良区管内の農地を売買するとき（競売取得も含む）や組合員資格を交代する場合、その農地に滞納賦課金があると、新しくその農地を取得した方に滞納賦課金を支払う義務が生じます。【土地改良法第42条第1項権利義務の継承】

農地の売買等の契約をされる場合は、トラブルにならないよう当事者間で十分話し合ってから滞納賦課金を精算するようお願い致します。

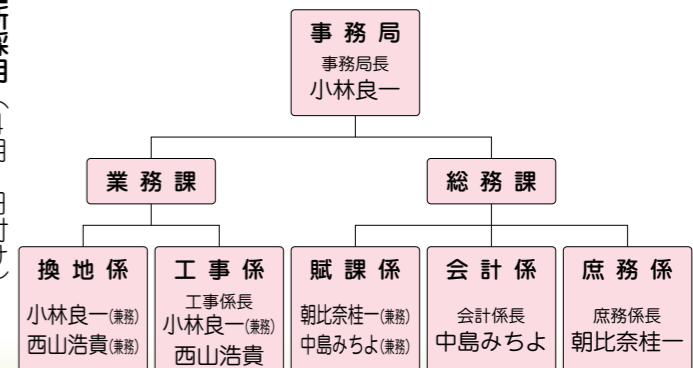
### 農地の権利異動・組合員資格の変更には届け出を!!

- ① 組合員が住所を変更したとき
  - ② 農業者年金の受給により経営移譲をするとき
  - ③ 農地の売買や交換があったとき
  - ④ 生前一括贈与するとき
  - ⑤ 組合員が死亡されたとき
  - ⑥ 賦課金の振替口座の名義を変えたり、口座を変更したとき
- ※農業委員会・農協へ届出を行い、法務局での登記が完了した場合でも土地改良区への届出がない限り、変更前の状態で賦課されることとなりますので、お手数ですがよろしくお願い致します。

### 公共事業の転用にも地区除外申請と決済金が必要!!

- 当土地改良区管内で公共事業用地（道路、河川等）として、農地を売却、寄付した場合でも土地改良法第42条第2項により、地区除外申請と決済金の納入が必要。
- 公共工事の用地買収契約調印の際は、除外申請、転用決済金等について、十分、事業主体と協議し、当土地改良区への申請をお願いします。
- 地区除外の申請後、決済金を納入いただけないと土地原簿から面積削除できないため、従前どおり賦課されますのでご注意ください。

### 平成26年度事務局体制



### ■新採用（4月1日付け）



業務課工事・換地係  
西山浩貴

新採用（あいさつ）  
このたび当土地改良区にお世話になることとなりました、西山浩貴と申します。全くの新しい世界で期待と不安が入り混じっておりますが、少しずつでも着実に仕事を覚えていきたいと考えております。多々ご迷惑をおかけするかと思いますが、一生懸命やっていきますので、ご指導のほど宜しくお願い致します。

### 理事長挨拶

組合員の皆様方には、日頃より当土地改良区の運営並びに土地改良事業の施工にあたり、ご指導とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、異常気象により各地で災害等が発生しております。当土地改良区管内においても、三ヶ字頭首工が災害に遭い甚大な被害を受けました。

しかし、昨年度内に工事も完了し通水することができ、本年度の作付けに間に合うことができました。総代をはじめ役員、関係町内の皆様方に感謝申し上げます。

このたび、政府は農業を足腰の強い産業としていくため「4つの改革」として予算化しました。これらの政策を積極的に活用し、組合員の要望に応えられるよう職員一丸となり、事業実施に取り組みまいりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。



理事長 宮腰辰夫

### 平成26年度 事業概要

#### 国営かんがい排水事業「関川用水地区」

事業概要：施設の老朽化対策

- ① 笹ヶ峰ダム
  - ② 幹線用水路
  - ③ 水管理施設
- 施設の維持管理費対策
- 小水力発電施設

地区：和田土地改良区・関川水系土地改良区・水上土地改良区の関係地域

事業費：130億円  
受益面積：全体5,843ha  
(和田管内369ha)



ダム管理設備の旧式化

#### 県営経営体育成基盤整備事業

地区：和田南部

事業費(千円)：12,000  
数量(ha)：59.1

#### 県営農業農村整備事業調査計画

地区：木島

事業費(千円)：600  
数量(ha)：100.9

#### 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

地区：木島

事業費(千円)：1,974  
数量(ha)：123.9

### 第132回 通常総代会開催

去る3月27日、午後1時30分より、和田土地改良区二階会議室において総代39名(定数45名・現在員数44名)の出席を得て開催されました。議長には第2分区の池田直直氏が選出され議事に入り、承認案件(平成25年度補正関係)9件、平成26年度予算案件34件、計43件の提案議題について慎重審議がなされ、すべて原案の通り承認、可決されました。

### 国営かんがい排水事業「関川用水地区」

平成26年度着工を目指しております。国営関川用水土地改良事業は、平成26年5月7日に3,907名(関川水系土地改良区・和田土地改良区・水上土地改良区)の同意書名簿及び土地改良事業認可申請書を新潟県に提出しました。そして新潟県經由農林水産大臣宛に送られることとなります。

最終同意率は96.7%となり目標の95%を上回る同意率となりました。同意徴集にご協力頂きました関係町内会長・区長並びに町内役員・組合員の皆様にご感謝し事業実施に取り組みで参ります。



### 地域農業水利施設ストックマネジメント事業

地区：四ヶ字頭首工・石沢第2頭首工・土合頭首工・大和三ヶ字頭首工

事業費(千円)：4,300  
数量(箇所)：4



石沢第1頭首工

#### 農業基盤整備促進事業(定額)

地区：石沢・寺町

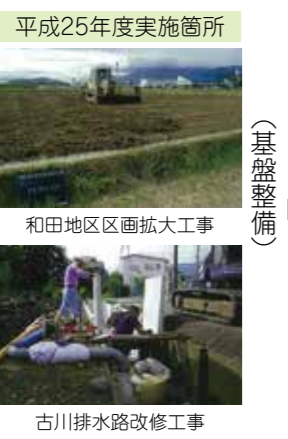
事業費(千円)：780(石沢)300(寺町)

数量(ha)：0.78(石沢)0.15(寺町)

#### 農業基盤整備促進事業(定率)

地区：七ヶ所新田・一分区・二分区・稲荷

事業費(千円)：8,750  
数量：584m  
(用排水路改修工事)  
0.05ha  
(基盤整備)



和田地区区画拡大工事

### 平成25年度 耕地災害復旧事業(三ヶ字頭首工)

平成25年9月16日に発生した台風18号の豪雨により、被災を受けた三ヶ字頭首工の復旧工事は、平成26年3月20日に無事完了致しました。総代をはじめ役員及び関係町内の皆様には、工事完了に御協力いただき感謝申し上げます。



災害発生当初の様子



復旧工事完了後の様子

### 新たな農業・農村政策が始まります!!

#### 「4つの改革」

今般、国の政策として「農林水産業・地域の活力創造プラン」をとりまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための政策(産業政策)と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策(地域政策)を推進する「4つの改革」を掲げ予算化されました。

#### 「4つの改革」についての概要

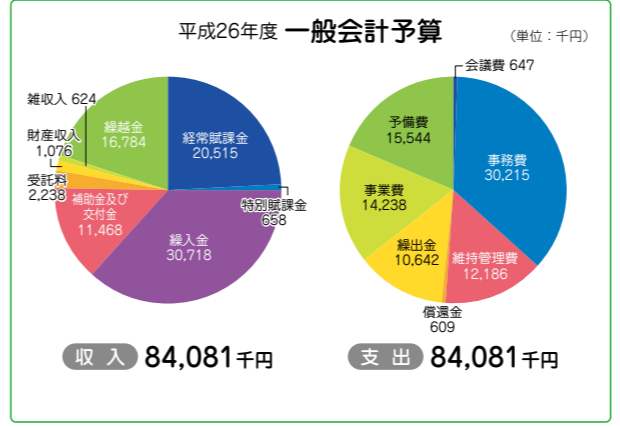
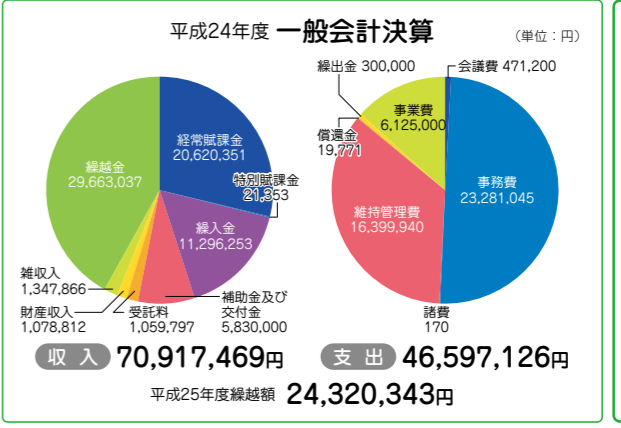
**1. 農地中間管理機構の創設**  
農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集納を進めるため、農地中間管理機構を設立しました。

**2. 日本型直接支払制度の創設**  
昨年度まで実施されていた、農地・水環境保全向上対策事業が日本型直接支払制度に切り替わり、新たな制度が創設されました。農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援します。

平成26年度は予算措置として実施し、所要の法整備を行った上で、平成27年度から法律に基づき実施します。



### 平成24年度一般会計決算・平成26年度一般会計予算概要



**① 農地維持支払(創設)**  
多面的機能を支える共同活動を支援します。

**② 資源向上支払(創設)**  
地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援します。

**③ 中山間地域等直接支払(現行制度維持)**  
中山間地域等の条件不利地域(傾斜地等)と平地とのコスト差(生産費)を支援します。

**④ 環境保全型農業直接支援(現行制度維持)**  
環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援します。

**3. 経営所得安定対策の見直し**  
畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物(麦、大豆等)について、引き続き生産コストと販売額の差に相当する額を直接交付します。

**4. 水田フル活用と米対策の見直し**  
水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。